

医療法人社団福寿会カレッジ 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

医療法人社団福寿会 東京都足立区梅田七丁目32番6号

（事業の目的）

第2条 高齢者の多様化するニーズや状態に対応できる適切な介護サービスの提供を実現するために、必要な知識と技術を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

研修事業の名称：福寿会カレッジ介護職員初任者研修（通信形式）

（年度事業計画）

第5条 令和3年度の年度事業計画は次のとおり実施する。

年度実施回数	研修日程	定員
第1回	令和3年6月～令和3年10月	24名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- （1） 東京都近郊在住で通学可能な者
- （2） 医療法人社団福寿会の職員で、研修を必要とする者

（研修参加費用）

第7条 研修参加必要は次のとおりとする。

内訳	金額	研修費用合計	納入方法	納付期限
受講料	44,220円	49,800円	一括納入	令和3年 6月4日まで
テキスト代	5,580円	(税込)		

(使用教材)

第8条 研修教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修課程テキスト	日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 電話またはホームページから必要事項を入力の上、各コース期日までに申込む。
ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当社は、申込み受けを確認した後、受講料のお支払い書類を郵送する。
- (3) 受講料のお支払い書類受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

※なお、東京都の介護職員初任者研修資格取得支援事業の対象となる方の受講料は東京都福祉人材センターの規定に基づくものとする。

(解約の条件)

第13条 受講者からの解約は次のとおりとする。

- (1) 受講料のお支払い書類を受領した日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当法人に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式による実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

開講日に配布する全3回の添削課題を「科目別レポートの提出期限」までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて次のとおり評価を行うこととする。

区分	評価基準 (7割以上)	備考
A 評価	9割以上	
B 評価	8割以上	
C 評価	7割以上	
D 評価	7割未満	再評価、無料

(3) 個別学習への対応方法

自宅学習時における個別の質問については、FAXを使用する。質問については、「質問シート」を活用する。

FAX：03-5681-8080

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。
- (3) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (4) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価

基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

区分	評価基準(100点を満点とする)	備考
A 評価	90 点以上	
B 評価	80~89 点以上	
C 評価	70~79 点以上	
D 評価	70 点未満	再評価、無料

(研修欠席者の扱い)

第 17 条 研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず電話連絡をした上で「欠席届」を後日提出する。

(補講の取扱い)

第 18 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、「研修日程表」のとおり補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。補講にかかる受講料については無料とする。また、補講の実施は原則として当法人において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業所で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取消し及び除籍)

第 19 条 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) その他、当法人の判断により研修の受講を継続する事が不相当と認められる者

(修了証明書の交付)

第 20 条 第 16 条により修了を認定され、研修受講料を全額納入した者には、当法人において東京都介護員養成研修事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の書類管理方法)

第21条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存をするとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により無料で再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第22条 東京都介護員養成研修事業実施要綱 7 に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ (<https://www.fukujukaigr.or.jp/>) において開示する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 研修機関情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数(専任・兼任別)
- (2) 研修事業情報 研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続、費用、留意事項)、科目別シラバス(科目別学習計画)、通信講習の科目及び時間、通信講習の指導体制・指導方法、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、実績情報(過去の研修実施回数、研修修了者数(年度ごと))、連絡先等(申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先)

(研修事業執行担当部署)

第23条 本研修事業は、当法人本部事務局にて執行する。

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情受付部署：介護職員初任者研修担当 電話 03-5681-0336
- (2) 事業実施により知り得た受講者の個人情報を受講に係る諸業務、および修了後の求人情報を含む医療法人社団福寿会からの資料の送付などのご案内、および統計調査のみに使用し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者が講習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 研修初日に受講者の本人確認を行うものとする。研修の受講申込を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書(健康保険証・運転免許証・パスポート等)により確認する趣旨であるため、現住所と同一であることまで求めない。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則) この学則は令和元年7月1日から施行する。

この学則は令和2年1月15日から一部改正する。

この学則は令和2年4月6日から一部改正する。

この学則は令和3年2月12日から一部改正する。

この学則は令和3年4月30日から一部改正する。